

## 四国森林管理局交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部）

### 議 事 要 旨

1 日時：令和4年8月31日（水）17：30～18：30（60分）

2 場所：四国森林管理局会議室（2階）

#### 3 出席者

四国森林管理局	田之島 博明	総務企画部長
同	近藤 匡	計画保全部長
同	武田 義昭	森林整備部長
同	増原 俊光	総務課長
同	安田 幸治	企画調整課長
同	牧尾 幸之助	保全課長
同	井 英三	治山課長
同	鷹野 孝司	森林整備課長
同	原田 康弘	資源活用課長
同	小川 和幸	企画官（安全衛生）

#### 全国林野関連労働組合

四国地方本部	梶原 浩二	執行委員長
同	山本 末満	副執行委員長
同	後藤 和昭	副執行委員長
同	宮口 淳一	書記長
同	酒井 崇仁	執行委員
同	斎藤 公平	執行委員
同	山中 誠一	執行委員
同	荒牧 直樹	青年女性委員長

#### 4 交渉事項

事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について

#### 5 議事概要

当局）ただ今から、全国林野関連労働組合四国地方本部より先般申し入れのあった交渉について、あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理していることから、それに基づき進行していただくようお願いする。

組合) 一般会計移行時には全ての森林事務所で森林官が配置されていたが、要員が減少する中で、全ての事務所に森林官を配置できず、首席森林官が事務取扱により、

管轄以外の担当区を管轄する実態や、森林官が複数の担当区を管轄するなど、労働過重の実態になっている。そうしたことから、森林官が配置されていない森林事務所への森林官の配置、現場系非常勤職員の配置を行うなどして、現場管理機能の維持や森林官の労働過重の改善等を図ること。

あわせて、将来の山守としての森林・林業技師制度を導入し、国有林の現場管理機能を確保すること。

当局) 令和4年4月時点における首席森林官を含む森林官の空席数は11ポストであり、局全体の要員が減少する中において、現場管理機能の維持については各署(所)・森林事務所等による応援態勢の構築や事務取扱などにより対応いただいていると認識しているところである。

また、国有林の管理経営を行っていくうえにおいて、現場管理機能の確保は重要と考えており、引き続き、人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、現場管理機能の充実とともに業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

組合) 現場管理業務については、署(所)・近隣森林事務所間での応援による対応となっているが、応援体制は限界に来ており、職員の大きな業務負担となっていることから、現場管理業務について具体的な対応を講じて、職員の負担軽減を図ること。

当局) 現場管理業務については、署(所)・近隣の森林事務所間において応援体制を構築し取り組んでいただいているところである。

現在、具体的な対応策として「収穫調査の簡素化」「ドローンによる境界巡視」「シカ防護ネット巡視の委託」などに取り組んでいるところであるが、引き続き、現場管理業務に係る職員の負担軽減策について検討を進め積極的に取り組んでまいりたい。

組合) 国有林の詳細な現状の把握や地域の森林・林業に精通し、現場で行う業務に必要な技術をもった人材を育成し確保することは、職員の業務負担の軽減にも資することから、現場技術の継承など、職員の負担軽減を図ること。

当局) 国有林の現状把握、地域林業への精通、各種の林業技術など、様々な技術継承は重要な案件と考えており、各署(所)等でも取り組んでいただいているところである。

引き続き、機会を捉えて現場技術の継承への取組、専門的な研修への積極的な参加促進などによる現場技術者の育成を図る職員への負担軽減となるよう取り組んでまいりたい。

組合) 治山事業においては、近年、局所的な豪雨災害等が増加する現状がある中、治山担当者は依然として超過勤務が増え、労働過重の傾向にあることから、専門官ポストの

配置増や非常勤職員の雇用等を行うなどして、更なる負担軽減策を講じること。

当局) 近年多発する豪雨災害の初動対応などに備え、治山課には新たなポストとして一昨年には「災害対策分析官」、昨年度は「災害対策指導係長」、今年度には「林地保全企画官」を配置しているところ。

引き続き被災箇所での早期復旧、山地災害のリスク管理などにおける現場業務の効率化に努め、適時適切な技術指導等を行いながら職員の負担軽減に取り組んでまいりたい。

組合) 円滑な業務運営と職員の負担軽減策として、欠かせない非常勤職員の雇用について、次年度以降も現在の雇用人数と同等数以上の雇用の確保が必要であり、職員の労働環境が低下することのないよう局・署(所)からの要望に100%応えうる必要額を確保し、引き続き職員の負担軽減を図ること。

当局) 非常勤職員は、職員の負担軽減対策として、業務の必要性和予算の範囲内で雇用しているところであり、引き続き各部署の要望も踏まえながら林野庁に対し予算要望してまいる考えである。

なお、今後においても再任用(短時間)職員も含む人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

組合) 業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外(週休日、休日等を含む)に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外労働の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ずるとともに、実行ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

当局) 勤務時間管理については、管理者による声かけなどにより、年次休暇の取得や定時退庁を行いやすい職場環境づくりに努めているところであり、今後においても引き続き、年次休暇の完全取得や超過勤務の縮減、厳格な勤務時間管理などを推進していく考えである。

また、業務の効率化や職場環境の改善、職員の意識改革などを通じてワークライフバランスを推進するとともに、管理職員による勤務時間管理の一層の徹底等図るため、「超過勤務管理プログラム」の活用などを通じて超過勤務の内容(緊急性)などを把握して、引き続き超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。

組合) 現場への出張にあたっては、その行程等無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算の不足により無理な出張命令とならないようにすること。また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対

応すること。

当局) 旅行命令にあたっては、前泊・後泊を含めて旅行行程を確認し、無理のない旅行命令となるよう配慮するとともに、引き続き、単独での長距離・長時間に及ぶ運転を防止するため、運転手の交替や定期的な休憩を挟むよう注意喚起を行って参りたい。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本として、職員の健康に配慮し勤務日が連続することが無いよう勤務管理を実施して参りたい。

組合) 事業実行にあたっては、職員の労働安全確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じるとした通知に基づき、森林官等の入山時における安全行動に万全を期すること。

当局) 職員の保健及び安全保持については、人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) 等に基づき、人命尊重を基本理念として「四国森林管理局職員の保健及び安全保持に係る計画」を策定し、局・署(所)が一体となって、職員の安全及び健康管理の充実に努めることである。

また、森林官等の単独行動の排除に向けた措置については、平成 30 年 1 月に発生した職員の行方不明事案、令和元年 5 月に発生した職員の捜索事案及び令和 3 年 2 月に発生した職員の捜索事案、今年度他局において発生した 2 件の行方不明事案を踏まえ、今後、同様の事案を再び発生させないため、現場業務に従事する場合には、計画段階から単独行動とならないよう複数名での行動を徹底することや、入山時には、現在位置を確認するための図面、GPS を必ず携行し、通信機器は、常に使用できるよう点検を行うとともに、衛星電話等の通信機器は現地まで確実に携行し、現地から連絡ができるようにするなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

組合) 車両の更新については、管轄区域の広域化及び森林事務所の複数担当区化に伴う長時間・長距離の移動を考慮し、現場の実態に応じた適切な車両配備を行うとともに、国有林の実情(現場出張)を踏まえ、老朽化した車両も含め計画的な更新を実行できる予算を確保する中で、車両更新に係る職員の安全確保を図ること。

あわせて、車両の安全運転確保に係る装備の充実に努めること。

当局) 車両の更新については、局署等が保有する車両の使用実態(走行距離、年式、車両の状況等)を把握し、保有車両の適切な配置、管理、効率的な利用及び計画的な更新を行っているところである。

なお、普通乗用車は本庁、軽自動車は局で調達が行われるところであるが、適切な車輛の更新によって職員の運転に伴う安全が確保されることから、必要な予算については、本庁に要望してまいりたい。

組合) オンラインによる会議や研修等の開催について、インターネットの通信環境は職場によって違いがあることから、通信環境の整った場所まで移動しなければならないなど、職員の負担となっている。また、現在配備されているパソコンの性能は、業務実態を反映したものとは言えないことから、職場の要望を踏まえたパソコンへの更新を行うなど、職員の不要な業務負担を軽減すること。

あわせて、テレワークに係るネットワーク環境については、国が責任を持って整備を図り、職員の負担を解消すること。

当局) パソコンの更新については、令和5年度の本省NW更改に向け、本省情報管理室とデジタル庁との間で端末の仕様や通信環境の調整が行われており、今後局署庁舎の現地調査が進められると承知している。

引き続き、林野庁で使用している「各種システム」「積算プログラム」などが問題なく動作するスペックのPCを要望するとともに、通信環境の改善に向けても業務に支障の無い環境を整備するよう要望して参りたい。